

○大蔵省告示第百八十九号
所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
第二百十條第四号の規定に基づき、生命保険料控
除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件
（昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号）
の一部を次のように改正し、平成十一年七月一日
から適用する。
平成十一年六月三十日
大蔵大臣 宮澤 喜一
第三号中「中小企業事業団の」を「中小企業総
合事業団の」に改める。